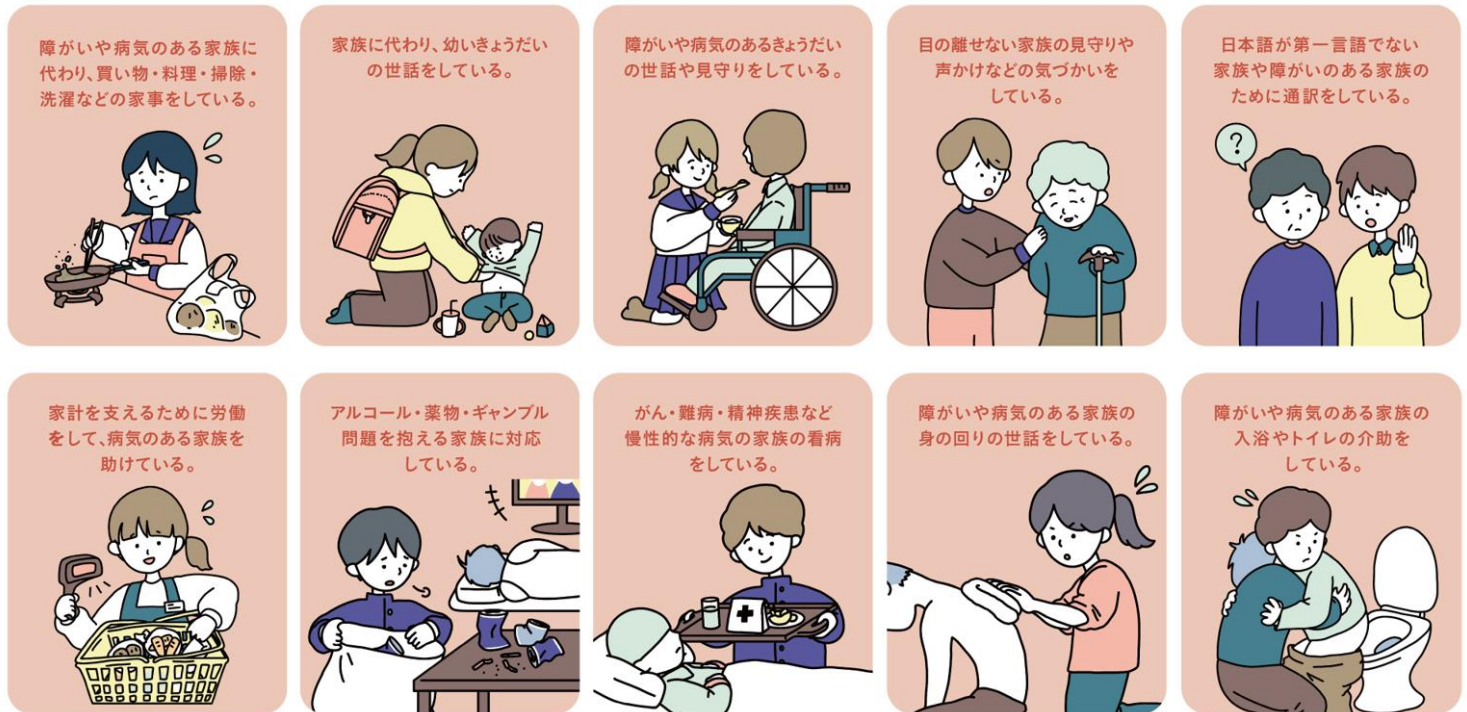


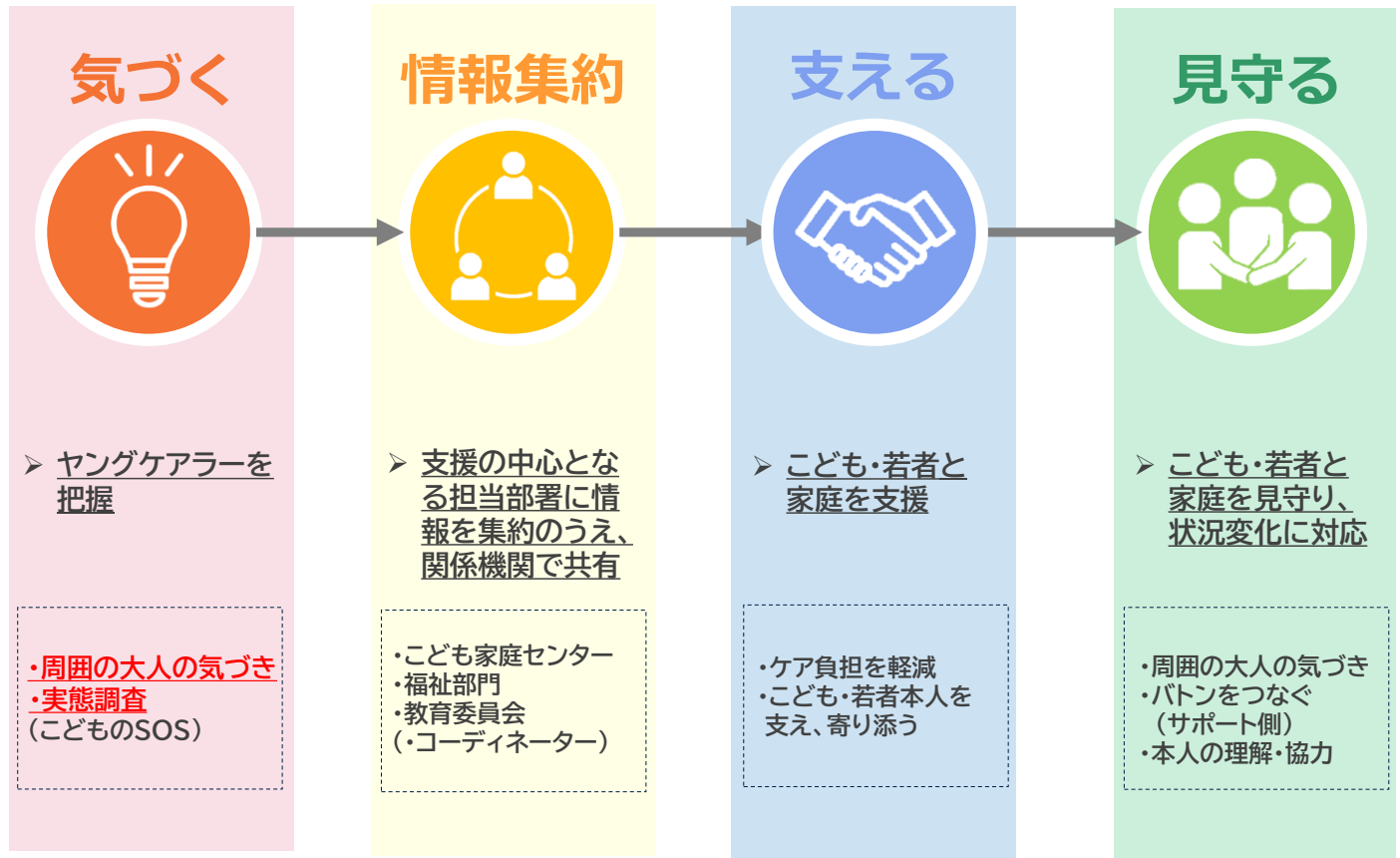
子ども・若者育成支援推進法は、「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている**と認められる子ども・若者」として、**ヤングケアラー**を、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。（令和6年6月に法律を改正）



課題

ヤングケアラーの問題は、こども達がケアを担うことで、**やりたいことができないなど、こども自身の権利が守られていない**ことにある。





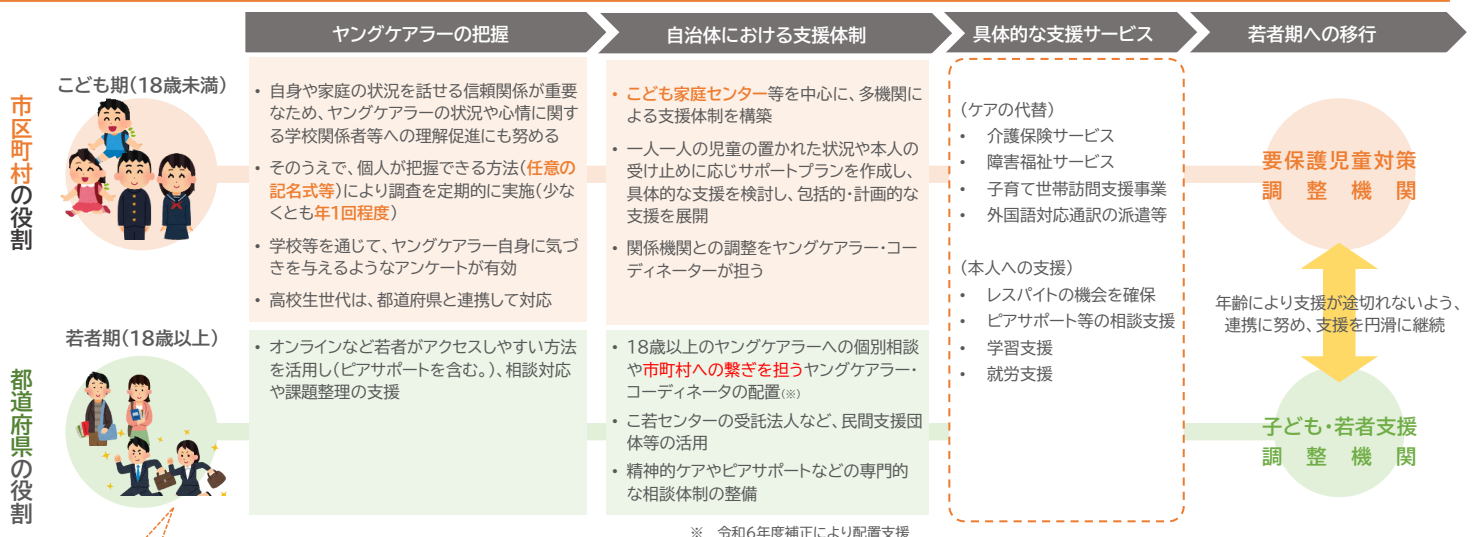
子ども・若者育成支援推進法の改正に伴う「ヤングケアラー支援の流れ」

定義

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に(※)行っていると認められる子ども・若者

※ こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負担がかかたりすることによって、負担が重い状態になっている場合

※ その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人一人のこども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえ、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要



支援に当たって留意すべき事項

※ 令和6年度補正により配置支援

- ・ ヤングケアラーへの支援は、家庭内のデリケートな課題であり、こども・若者と保護者の心情に配慮
- ・ こども・若者の気持ちに寄り添い、保護者の状況も踏まえて肯定的・共感的に関わる
- ・ 外部サービス導入時は、家族全体の支援を意識し、丁寧な説明と理解を得て進める
- ・ 支援の必要性・緊急性が高い者を優先的に支援することが重要
(保護者の病気・障害によりこども・若者が長時間ケアを担う世帯、生活保護や児童扶養手当受給世帯でこども・若者以外にケアの担い手がない世帯)

ヤングケアラー支援対策推進事業

次世代サポート課

1 目的

ヤングケアラーは潜在化しやすく、支援の手が届きにくいいため、相談窓口の設置、市町村間の情報共有を行うコーディネーターの配置、研修会の開催、通訳派遣等の各種事業を推進することにより、県全体でのヤングケアラー支援体制強化を図る。

2 課題

- (1) R4実態調査の結果に基づいてコーディネーター配置や支援施策を実施しているが、3年が経過し、現状の把握と施策の見直しを検討するため、R7年度に実態調査の実施と分析が必要。
- (2) 外国語対応通訳派遣支援事業は、コーディネーターが利用者と通訳者の調整事務を行っているが、申請件数の増加に伴い、コーディネーターの兼務での対応が難しくなっており、専任の通訳者派遣調整支援員の配置が必要。
(R5年度(10月～3月の6か月間):通訳対応件数277件、R6年度(3月末現在):通訳対応件数800件)

3 事業内容

R5年度からコーディネーター2名を配置し、ヤングケアラー等からの相談受理や市町村等への繋ぎを行うほか、多職種の支援者及び一般県民向けの研修会の開催、学校を休み家族の通訳を担うヤングケアラーのための通訳派遣支援等を実施。(R5:相談・通訳対応件数644件)
R7年度は、新たに実態調査を実施するとともに、外国人対応通訳派遣支援を拡充。

<事業別の概要>

区分	事業項目	概要
(1)①	専用相談窓口設置	ヤングケアラー及び家族や関係者等を対象とした電話・メール・ライン等による相談受付
(1)②	コーディネーター配置	相談対応や県下の支援ネットワークの構築、市町村の体制構築支援
(2)	ヤングケアラー支援対応研修会開催	多職種・多機関連携のための支援者向け研修会、認知度向上のための一般県民向け研修会の開催
(3)	外国語対応通訳派遣支援	学校を休み家族の通訳を担うヤングケアラーの負担軽減のための通訳者派遣支援
(4)	実態調査・把握(別記)	R4実態調査から3年が経過し、現状の把握・分析と支援施策の検討をするため、実態調査を実施。

4 予算額

25,580千円(内訳)国庫補助率 2/3 : 17,051千円、一財8,529千円

【R6予算額 14,477千円(内訳)国庫補助率2/3:9,650千円、一財4,827千円】

(千円)

区分	事業項目	R7	R6	増減
(1)①②	専用相談窓口設置・コーディネーター配置	15,163	13,127	2,036
(2)	ヤングケアラー支援対応研修会開催	238	245	△7
(3)	外国語対応通訳派遣支援	6,109	1,105	5,004
(4)	実態調査・把握	4,070	0	4,070
合 計		25,580	14,477	11,103

ヤングケアラー支援に関していただいた意見（R7.2）への対応について

長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課

1 支援全般

	ご意見	対応
①	・ヤングケアラーへの支援は、「ヤングケアラーになった後に支援する」から、そもそもケアを担わせない方向へ転換してほしい。 ・状況によっては、家庭から離し児童養護施設による一時保護などの措置も検討してもよいのではないか。	・家事支援の導入やケアを必要とする家族への福祉サービスの提供、地域・学校での意識啓発などを通じて、子どもがケアを担わなくても済む環境づくりに取り組んでいく。 ・児童養護施設などの関係機関との連携を図っていきたい。
②	・ヤングケアラーを生まないための予防・防止策が見えない。 ・ヤングケアラーを生まないための仕組みや計画があればお聞きしたい。	・こども家庭庁が示したガイドラインにおいて、「ヤングケアラーかもしれない」と気づいた際は、事態の深刻化を予防する意味でも気づいた時にそのままにしないことが重要であるなどの記載がある。こうした例なども参考にしながら、ヤングケラーを生まないように取り組んでいきたい。
③	・こども家庭庁の資料にある「気づく→情報共有→支援→見守り」の4段階フローを活用し、県の施策もこの流れで整理すると、課題の所在が可視化され明確になるのではないか。 ・支援を行うことで、ヤングケアラーだけでなく、他の分野にも良い影響が広がることがある。他の分野に波及した事例などを共有できるといい。	・県の施策についてもこの流れに沿って整理を行い、支援策の漏れや重複がないか明確にしてみたところ。（別紙参照）これをもとに、今後もより効果的な支援体制の構築に努めていきたい。 ・市町村担当者会議や支援者向け研修会において好事例を共有できるようにしていきたい。

2 相談体制

	ご意見	対応
①	・「こどもまんなか社会」の理念のもと、本当に困っている子どもの声が十分に把握できているか疑問がある。 ・子どもに寄り添い、100%子どもの味方として声を聞ける支援員の養成が必要。	・実態調査の実施による課題の可視化、相談窓口の充実、教職員や地域の大人への研修を通じ、身近な大人がしっかり子どもの声を聞けるように、教育委員会とも連携しながら取り組んでいく。 ・今後の施策構築に活かしていきたい。
②	・親世代の大人には相談がしにくいため、若い世代の元ヤングケアラーを相談員として配置すると相談しやすいのではないか。	・元ヤングケアラーの配置が難しい場合であっても、子どもたちが安心して相談できる相手を配置するという視点を重視し、市町村に対して相談窓口の体制整備を働きかけていく。
③	・相談が来るのを待っているだけの支援より、アウトリーチ的にどう発信していくか、高校生の居場所のユースセンターなどと絡め、うまく機能を活用できないか。	・県公式LINEや公式XなどのSNSを活用した相談窓口への誘導や啓発活動を実施する。 ・ユースセンターや子ども食堂などの子どもが集まる場所にも相談窓口のチラシを配布する。
④	・家族が形成された段階から、継続的で途切れない支援を行うことがヤングケアラーの発生防止につながると考える。 ・本人が相談することで、家族全体に支援が広がり、負担が軽減されることを伝える情報発信が重要と考える。	・市町村の「こども家庭支援センター」などにおいて、妊娠・出産・育児期から家庭の状況を把握し、支援が必要な家庭に早期に関わるようにしていきたい。 ・本人が相談することが、家族全体への支援につながる可能性があることを広く伝え、相談しやすい雰囲気づくりや心理的なハードルを下げるための情報発信に工夫を凝らしていきたい。

	ご意見	対応
⑤	・学校現場では、アウトリーチ型支援の理解や実践が不足している。 ・教職員がヤングケアラーへの対応方法や発見の仕方について具体例を共有し、支援に関するノウハウを身につけることが重要である。	・学校現場でヤングケアラーに早期に気づき、適切な支援につなげる力を教職員に身につけてもらうため、教職員向けのヤングケアラー対応研修を検討していきたい。

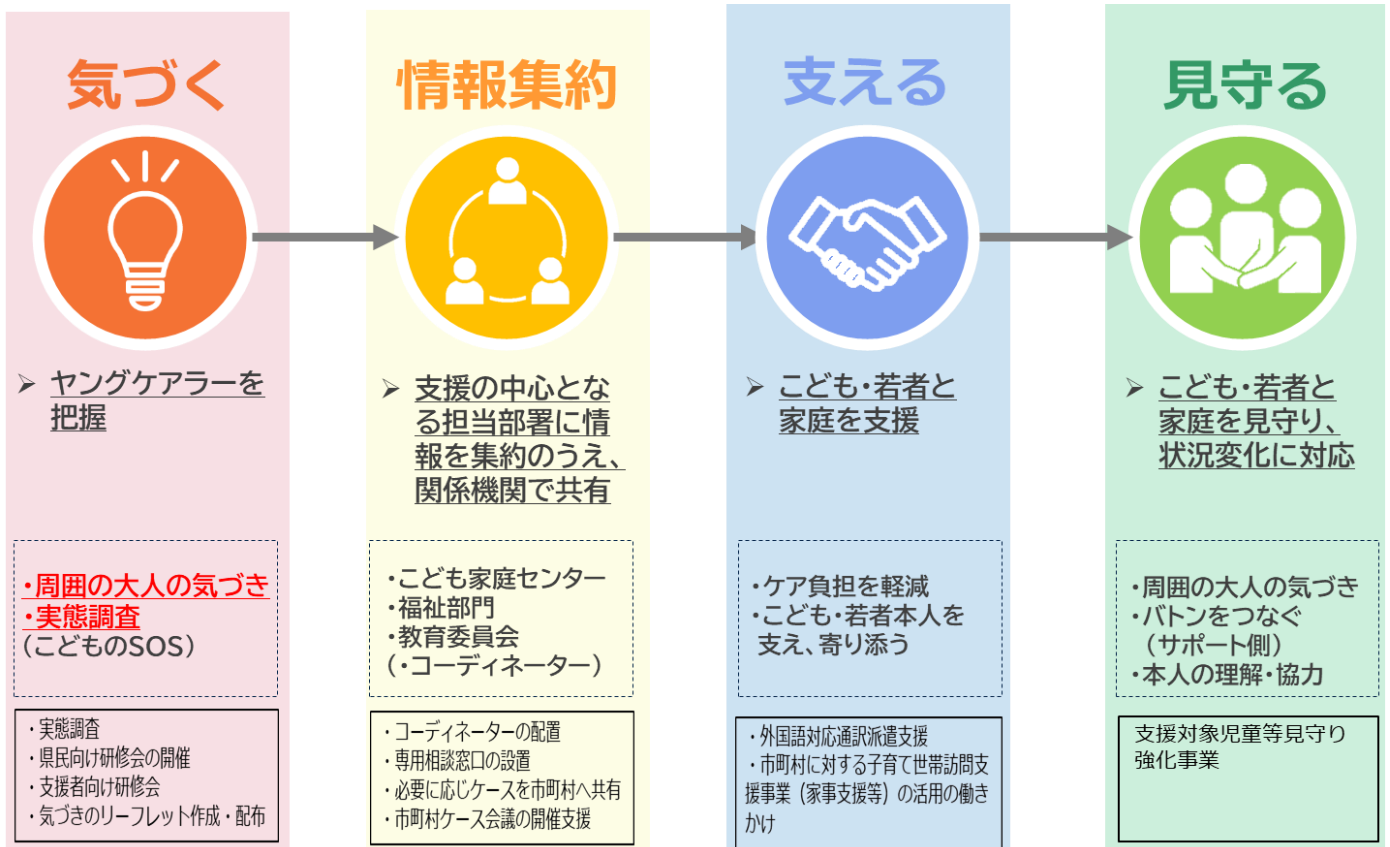
3 実態調査

	ご意見	対応
①	【調査目的】 ・単に数を把握するだけでは限界がある。 ・ヤングケアラーの自覚や認知度の把握など目的に応じた調査設計が重要。	【調査目的】 ・今回の調査は、単なる概況把握ではなく、①ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげること、②今後の支援施策を検討するための基礎資料とすることの2つの目的を持って実施する。
②	【調査対象】 ・学生以外で就労している20歳未満の若者も調査対象に含めるか検討してほしい。 ・高校を中途退学した子どもたちに対しては、どのように調査を行う予定か教えてほしい。	【調査対象】 ・高校中退者など就学していない高校生・大学生世代の若者についても調査対象に含めることとしている。 ・子ども・若者総合相談センター、若者支援団体、各種相談機関及び地域の居場所（ユースセンター、子ども食堂など）を通じて調査を行う予定。
③	【調査項目】 ・令和3、4年度に実施した調査項目をそのまま使うのではなく、内容の見直しが必要。 ・調査の目的に照らして、本当に必要な項目かどうかを検討すべき。	【調査項目】 ・前回調査との経年比較が必要な部分を除いては、調査目的に照らし、現状に即した項目で調査を実施できるようにしたい。
④	【市町村との連携】 ・小・中学生の調査は市町村が担うため、市町村が参考に行える調査モデルの提供が求められる可能性がある。	【市町村との連携】 ・先行して実施した市町村の調査項目の共有も市町村担当者会議（R7.6開催）で行ったところ。 ・国からも実施方法や設問例が示されており、市町村においてはこれらを参考に実情に合った方法を検討していただく。

4 県作成リーフレット

	ご意見	対応
①	・リーフレットの「気付きのポイント」に使われている表現に違和感がある。 ・「不登校気味」「学校にいるべき時間に学校以外で見かける」などの表現は、不登校の子どもに感傷的な印象を与える可能性がある。 ・「遅刻・欠席・早退が多い」などのより中立的な表現で十分であり、アンテナの感度を高める目的は理解できるが、表現の配慮が必要。	・リーフレットの記載を次のとおり修正したい。（別紙参照） 「不登校気味である」⇒削除 「学校に行っているべき時間に学校以外で見かけることがある」⇒学びの時間帯に家族の世話をしている様子がある

○ヤングケアラー支援の流れに沿った県の支援施策



○ 令和7年度 長野県ヤングケアラー実態調査について（概要）

- 調査の目的
 - 県内のヤングケアラーの実態（ケアの状況、生活への影響、支援ニーズ）を把握する。
 - 早期発見と支援策の検討・実施に資する基礎資料の収集を行う。
- 調査対象の概要
 - 対象人数
 - 高校生：約 59,000 人（長野県内の高等学校に在籍する生徒）
 - 大学生：約 20,000 人（長野県内の大学に在籍する学生）
 - 短期大学生：約 1,700 人（長野県内の短期大学に在籍する学生）
 - 就学していない若者：約 100 人（高校・大学を中退した等、現在就学していない概ね 16～22 歳の若者）
 - 対象校
 - 高等学校：114 校（全日制・定時制・通信制高校）
 - 大学：11 校（長野県内の大学）
 - 短期大学：8 校（長野県内の短期大学）
- 調査方法

Web アンケート形式で実施。
- 実施スケジュール（予定）

令和7年7月上旬	契約締結
令和7年8月中旬	県から学校・生徒・学生・若者あて説明文等送付
令和7年9月上旬～下旬	調査実施（大学生は10月上旬までを想定）
令和7年11月中旬	調査結果速報の提出（中間報告）
令和8年1月下旬	調査結果報告書の提出（最終報告）
- その他

調査結果については、市町村へ提供するとともに、支援を必要としているケースは、速やかに支援対象として市町村と情報を共有し、適切な支援につなげていく予定。

ヤングケアラーの支援のために

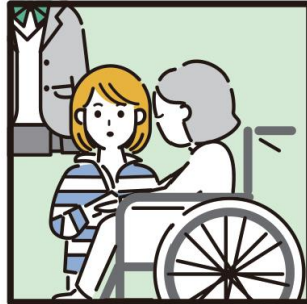
1. ヤングケアラーとは？

子ども・若者育成支援推進法では、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると思われる子ども・若者」として、支援に努めるべき対象としています。

次のイラストは、ヤングケアラーの一例です。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。

(出典：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>、イラスト参照 2024-10-1) を加工して作成)

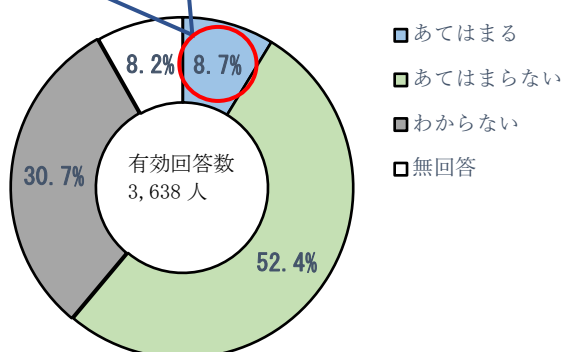
ヤングケアラーと思われる子どもの置かれている状況は様々であり、本人や家族がどのように現状を受け止め、考えているかも様々です。また、本人や家族に自覚がないことも多いため、まずは、ヤングケアラーと思われる子どもに周囲の人たちが気づき、子どもの様子を気にかけて、話を聞いたり、見守ったりしていくことが大切です。

2. 長野県内のヤングケアラーの実態 <R4 長野県実態調査より>

お世話をしている家族が「いる」と回答した小学生(3,638人)のうち、「ヤングケアラーである」と自覚していると回答した割合は 8.7%でした。また、ヤングケアラーという言葉「聞いたことがない」と回答した小学生の割合は 69.2%でした。

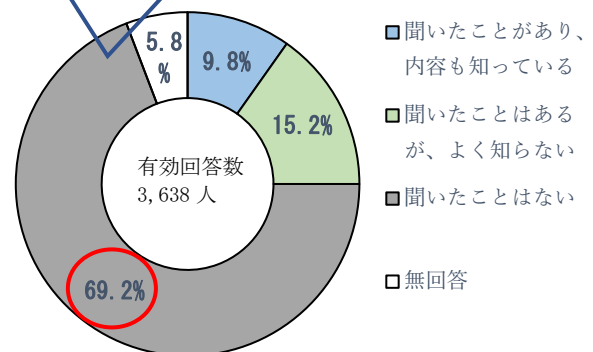
ヤングケアラーと自覚している小学生

自覚していると回答した人の割合は約 1 割。認知度が上がることで増えると予想されます。



ヤングケアラーの認知度

約 7 割の小学生が聞いたことがないと回答しています。



3. 過度なケア負担が子どもにもたらす将来への影響

家族のためにお手伝いをするのは素晴らしいことです。大人が行うような過度な家事や家族の世話などを日常的に行っていると、次のような影響が出る可能性があります。



(出典：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>、イラスト参照 2024-10-1) を加工して作成)

年齢が上がるにつれて、人間関係の形成、社会性の構築や学業など、成長の過程でやるべきことが増えていきますが、同時に心身の成長とともに子どもができるケアも増えていき、家族や支援機関から「介護力」として期待されることがあります。支援者側は、こどものライフステージに合わせた負担の影響を理解しましょう。

■ 学業への影響

遅刻・早退・欠席が増える、勉強の時間がとれない
成績が低下し、進路先を変更する、あきらめる 等

■ 進学、就職への影響

自分にできると思う仕事の範囲を狭めてしまう
自分のやってきたことをアピールできない 等

■ 友人関係への影響

友人とコミュニケーションをとれる時間が少ない
子どもの時に行う体験の不足が生じる 等

■ 身体・心への影響

孤独・孤立、睡眠不足、身体の不調をきたす
自分から悩みを相談できず、自分一人で悩みを抱えてしまう 等

将来への影響

4. ヤングケアラーと思われる子どもに気づくポイント

ヤングケアラーの状態にある子どもの存在は、把握されにくい状態にあります。子どもの権利が侵害されていないかという視点を持ち、支援が必要な子どもの状況に早めに気づけるように、以下のチェック項目を参考にしてください。

チェック①【子どもが健康に生きる権利】が侵害されていないか？

- ☐ 必要な受診、特に歯科通院ができていない 服薬できていない
- ☐ 身なりがきちんと整っていない
- ☐ 自分のことで精一杯で余裕がない 精神的な不安定さがある

チェック②【子どもが教育を受ける権利】が侵害されていないか？

- ☐ 遅刻や早退、欠席が多い、~~不登校気味である~~
- ☐ 修学旅行に行けない 泊まりの行事に参加できない
- ☐ ~~学校に行っているべき時間に学校以外で見かけることがある~~
学びの時間帯に家族の世話をしている様子がある

チェック③【子どもらしく過ごせる権利】が侵害されていないか？

- ☐ 生活のため（家庭の事情により）アルバイトに追われている
- ☐ 家族の介護や付き添いをしている姿を見かけることがある
- ☐ 幼いきょうだいの送迎や世話をしている姿をみかける

出所：三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書（ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート）」を加工

5. ヤングケアラーかもしれない子どもに気づいたら

○まずは、話を聞き、気持ちや思いを受け止める。

家族へのケアや家事が理由で、心身の状況に心配な点が見受けられるかといった視点で話を聞いてください。

○本人が話したがないときは、無理に聞き出さない。

支援を受けることへの抵抗感や、家族のことを周囲に知られたくないと感じているかもしれません。こうした言葉にならない思いに寄り添い、いつでも困った時は相談できることを伝えてください。

○ケアをしていることや家族のことを否定しない。

本人や家族がこれまで築いてきた関係性や、家族の中での役割、それぞれの想いを尊重していくことが大切です。

○相談窓口への「つなぎ」をお願いします。

ヤングケアラーであると疑われる子どもを把握した場合には、相談窓口への「つなぎ」をお願いします。また、「果たして自分の立場でどのように関わればいいのか等、悩まれるケースがあるかもしれません。そんなときは、このようなケースだけど、どのような対応をしていけばいいか等、悩まれている部分を相談してください。

【ヤングケアラーに関する相談先】

■ 〇〇市町村の相談窓口



■ 長野県ヤングケアラー専用相談窓口（長野県社会福祉協議会内）

026-228-4244 支援者の相談も受け付けています

月曜日～金曜日 8:30～17:00 まで（祝日、12月29日～1月3日を除く）



■ こども家庭庁ホームページ



■ 長野県ホームページ

